

参考様式第 14 号

誓約書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を申請するにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の(6)から(12)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したことにより、法第 20 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定に基づき、工事の許可取消しの処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約します。

記

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権得ない者
- (2) 宅地造成等及び特定盛土等規制法又は宅地造成等及び特定盛土等規制法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（知事が必要と認める場合は、他の法令又は当該ほかの法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
- (3) 宅地造成等及び特定盛土等規制法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合は、当該取消し処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- (4) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (8) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (9) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

佐賀県知事 殿

工事主 住所

(ふりがな)
氏名

生年月日 年 月 日

(法人・組合にあつては、名称及び代表者の氏名)

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、盛土規制法に係る事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。